

平成29年度目黒区立学校における体罰等の実態把握調査の結果について

1 目的

体罰根絶に向けて、体罰や体罰の疑いがあるような事例を見逃さずに迅速に対応するために、学校における実態を的確に把握する。

2 経緯

- 平成24年12月 大阪市立高等学校での部活動における顧問教諭からの体罰を起因とする生徒が自殺した事件の発生
- 平成25年 1月 東京都教育委員会から目黒区教育委員会に対し、「部活動指導における暴力による体罰の実態把握について」及び、「小学校における体罰の実態把握について」調査の依頼
- 平成25年 3月 文部科学省から「体罰の禁止及び児童・生徒理解に基づく指導の徹底について」の通知
- 平成25年11月 「目黒区体罰根絶マニュアル」を作成
- 平成25年11月 東京都教育委員会から、平成25年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握について依頼（以後、毎年同時期に実施）
- 平成26年 1月 東京都教育委員会が「体罰根絶に向けた総合的な対策」をとりまとめ、公表
- 平成26年12月 【一部改訂版】目黒区体罰根絶マニュアルを作成

3 調査方法

- (1) 教職員を対象とした校長の個別聞き取りによる調査
- (2) 児童・生徒を対象とした質問紙による調査
- (3) 上記(1)(2)後、学校からの報告を受けての区教育委員会による聞き取り調査

4 調査結果の概要

別紙1を参照

以上

<参考>

○学校教育法

第十一条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○学校教育法施行規則

第二十六条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。
- 3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- 4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。
- 5 学長は、学生に対する第二項の退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならない。

目黒区立学校における体罰等の実態把握調査の結果の概要

1 調査結果の内訳

種別	年度	小学校				中学校			
		29	28	27	26	29	28	27	26
体罰		0	0	0	1	0	0	0	0
不適切な指導		1	1	2	0	0	1	2	2
暴言等		0	1	2	0	0	0	2	0
行き過ぎた指導		0	0	1	2	0	0	0	3
計		1	2	5	3	0	1	4	5

2 平成29年度における体罰等の詳細

学校名	行為の分類	傷害の有無	概要	その後の対応
A 小学校	不適切な指導	なし	図工室において、第3学年男子児童A児が水で濡らした新聞紙を周囲へ投げたり、水道水を周囲に撒き散らしたりしていたため、何度も指導をした。しかし、指導に従わなかったことから、右手の拳で額の上の頭を1回軽くたたいた。	当該児童の保護者に対し、校長が、事故の経緯を説明し、謝罪を行った。 区教育委員会は、学校から事故報告書を提出させ、当該教員・校長からの聞き取りを行い、児童指導のあり方などについて、教育指導課長から指導した。